

目 標

- 1 意欲ある態度を養い、自主性・協調性・忍耐力を育成する。
- 2 部活動を通して、規律を守り計画的に活動できる態度を育てる。
- 3 部員相互が協力し自主的に活動することで、興味・関心を深めるとともに自信をもたせる。

部活動規定

- 1 部活動には、校長の活動方針の下、教員による顧問を置き、生徒の自発的・自主的参加によって実施される。
- 2 部活動は顧問教員（外部指導者、部活動指導員）の指導・監督のもとに行われることを原則とする。
- 3 部への入部は、保護者の同意を得た生徒の申込書を顧問を通して担任に提出することにより成立する。
- 4 部からの退部、転部は、保護者の同意を得た生徒の転退部届を部活動顧問、新部活動顧問、学級担任の確認を取るにより成立する。
- 5 部活動は部長を中心に民主的に運営されるものとする。
- 6 顧問は担任・外部指導者・保護者との連絡を密にし、生徒指導に留意する。
- 7 定期考査一週間前は原則として活動を禁止する。ただし、公式の試合や発表会が近い場合は、特別許可を得て活動することができる。
*ここでいう公式の試合とは東京都総合体育大会・東京都総合選手権大会・東京都秋季新人大会とそれに付随する予選大会等の中体連主催大会とし、研修大会、練習大会は含まない。
*活動時間は1時間程度とする。
- 8 部活動と学校・学年行事が重なる場合は、学校・学年行事を優先する。
- 9 顧問不在の場合は原則として活動を禁止する。ただし、代理の顧問をたてられる時は活動できるものとする。（顧問は代理の顧問と打ち合わせをし、部員に指導徹底する。）
- 10 部長は昼休み終了時まで、部活黒板に活動時間を記入する。
- 11 部活動の日程については、次のように定める。
 - (1) 活動時間は1年を通して18：00までとし、18：30までに完全下校する。
 - (2) 朝練は7：00～8：00とし、6：50前には登校しない。また、8：20には着席できるように各教室に戻ることに。
 - (3) 荒教研の日の活動は、16：30以降とし、顧問が帰校できる時刻に開始する。職員会議や校内研修の日は原則16：00から再登校で活動できる。
 - (4) 運動会・連体練習期間、学習発表会準備期間など部活動開始が17：00の場合は、18：30活動終了・18：45完全下校とする。その場合顧問は保護者への事前連絡を行う。
- 12 顧問および生活指導部は、部員の学業成績・健康・参加状況・態度に留意し、指導上必要と認められた場合は部活動を停止させることができる。
- 13 顧問は顧問会の了承を得て部規則を決めることができる。部員が部規則や本校の定める規定・校則に違反した時、または部活動時に限らず次のことから違反した時は、部全体・複数・個人の退部、部活動の停止、対外試合出場停止等の処置を決定する。
 - (1) 顧問の指導に従わないなどの行為。
 - (2) 他校とのトラブル。
 - (3) 登下校時の買い食いや、許可のない菓子類・飲み物等の持ち込み。
 - (4) 自転車による登下校。
 - (5) その他部活動の運営に支障をきたす行為。

- 14 校内で食事をとる時は顧問が指示した場所でとる。飲み物は必ず水筒に入れて持参し、中身は水・湯・茶・スポーツドリンクとし、ビン・カン・ペットボトルなどの持ち込みは禁止とする。ただし、飲み物の補給用としてペットボトルを持ち込んでもよいが、必ず水筒に移してから飲むこと。また、登下校時の弁当などの買い物は禁止する。
- 15 中体連主催大会への参加は、本校または地域スポーツ団体のいずれか一方で登録し、出場することができる。また、同一年度・同一大会への大会参加は、全競技を通じて一人1競技のみとする。地域スポーツ団体に中体連主催大会に参加する生徒は、必ずその旨を顧問に申し出て了承を得ること。
- 16 上記の他、必要に応じて生活指導部を中心に、各顧問が部活動全体の指導にあたる。

費 用

- 1 原則として自己負担とする。(個人持ち用具、練習試合等)
- 2 部が活動する上で必要なものについては、公費予算の配当内で購入する。

保 護 者 会

- 1 部活動に対する理解、協力を深めることを目的とする。
- 2 部活動全体及び各部ごとの保護者会を年一回、年度のはじめに設ける。
- 3 会計は保護者にお願いすることを原則とする。

<確認事項>

- 1 活動前後に必ず手洗いをする。
- 2 朝練登校時の服装はジャージ(部での指定の服装)可とする。(着替えの忘れ物に注意)
- 3 再登校、下校時の服装はジャージ(部での指定の服装)可とする。
- 4 更衣は体育館更衣室とし、トイレ等での更衣は禁止する。
- 5 荷物は活動場所に全て持っていく。
- 6 練習着等は各部で統一されたものであれば着用を認める。
- 7 部活で使用しているジャージなどは、部活以外での学校生活では着用しない。
- 8 公費で購入した備品・消耗品は体育・音楽等の授業と共用するものであり、丁寧に扱い、整理整頓に努める。
- 9 防災部、六組レクリエーション部のみ兼部を認める。
- 10 換気の確保や手洗い等、平時からできる感染症対策に努める。
ただし、感染流行時には、一時的に必要な応じた対策を講じる。
- 11 発熱や風邪の症状がある場合は、部活動には参加せず、自宅で休養する。
- 12 外部指導員の配置がある部活については、顧問が校内にいれば活動できるものとする。
- 13 外部指導員のみでの、校外引率はできない。

部 活 名	顧問・(外部指導者)	部 活 名	顧問・(外部指導者)
男女サッカー	北口・尾崎・加藤・(高沼)	吹 奏 楽	柏木・村田・海老澤・(山崎)
男女ソフトテニス	荻野・萬・石川・(中市)	美 術	横澤・石川
陸 上	三木・進藤	六組レクリエーション	大國・北口・矢作・中田
男女バスケボール	佐藤幸・廣田・矢島・東出 (井上)	ボランティア	進藤・佐藤愛・三木
男女バドミントン	倉田・中田・矢作	英語	廣田・萬・荻野
女子バレーボール	千澤・佐藤愛・(中陳)		

☆学校外での活動時（大会、練習試合など）、スマートフォンの持参は原則禁止

☆運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）を参考にし、休養日の設定をする。

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

☆東京都中学校体育大会実施要項確認